



広報ひらかわに掲載した各種イベント・教室などは、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、中止や延期、変更になる場合があります。中止・延期の情報につきましては、市ホームページで随時更新しますので、そちらをご覧ください。



野焼きは法律で禁止されています！

ごみを野外で焼却すること(野焼き)は、煙・灰・悪臭などにより近隣住民の迷惑となる行為です。

野焼きはダイオキシン類などの発生による人体や環境への悪影響となるため、原則、法律で禁止されていますので行わないでください。

基準に満たない焼却炉での焼却



多量の煙が出る焼却



【罰則】

法律に違反して野焼きを行った場合、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはこの両方が科せられることがあります。

家庭ごみの焼却は認められていませんので、分別ルールに従い処理してください。

事業活動に伴って出たごみは、事業所ごみとして処理する必要があります。

下記の禁止の例外とされる行為であっても、煙・灰・悪臭などが周辺地域の迷惑となり、生活環境に影響を及ぼす場合や、近隣住民から市へ苦情が寄せられた場合は、指導の対象となります。

【禁止の例外とされている行為】

災害等の応急対策、火災予防訓練

など

しめ縄などの焼却など風俗習慣上または宗教上の行事
たき火、落ち葉たき、キャンプファイヤーなど

問合せ 市民課 生活環境係

☎ 55-5892

「春のわくわくおはなし会」

4月23日から5月12日までの「こどもの読書週間」にあわせ、『春のわくわくおはなし会』を開催します。

日時 4月22日(土) 14時から

場所 文化センター2階 中研修室

対象 幼児・小学生

内容 絵本の読み聞かせ
紙芝居など

参加費 無料

定員 50人

申込期限 4月21日(金)

申込み・問合せ 平賀図書館

☎ 44-7665

自衛官採用案内

①一般幹部候補生(大卒程度)

資格

22歳以上26歳未満の方

20歳以上22歳未満の大卒(見込含む)の方

修士課程修了者などで28歳未満の方

受付期限 4月14日(金)

試験日 4月22日(土)・23日(日)

②一般幹部候補生(院卒者試験)

資格 修士課程修了者など(見込含む)で20歳以上28歳未満の方

受付期限 4月14日(金)

試験日 4月22日(土)・23日(日)

③幹部候補生(歯科・薬剤科)

資格 専門の大卒の方(見込含む)で20歳以上30歳未満の方

薬剤は20歳以上28歳未満の方

受付期限 4月14日(金)

試験日 4月22日(土)

④一般曹候補生

資格 18歳以上33歳未満の方

受付期限 5月9日(火)

試験日 5月下旬

⑤技術幹部(海上、航空)

資格 大卒以上の方で2年以上の業務経験のある方

受付期限 5月19日(金)

試験日 6月19日(月)

⑥技術曹(海上、航空)

資格 20歳以上で国家免許を有する方

受付期限 5月19日(金)

試験日 6月16日(金)

詳しくは、お問い合わせください。

自衛隊弘前地域事務所

(弘前市城東中央3丁目9-19)

☎ 27-3871

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(市独自支援)の手続きはお済みですか？

対象になると思われる世帯の世帯主宛てに、確認書または申請書を送付しています。

提出期限は令和5年3月31日(金)となっておりますので、お済みでない方はお早めに手続きください。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。ただか、下記の担当までご相談ください。

問合せ 福祉課 福祉総務係

☎ 55-5378

スポーツ課の場所が変わります

4月1日より、スポーツ課の場所が、ひらかわドリームアリーナから市役所本庁舎4階へ移動します。

ひらかわドリームアリーナは、4月1日より指定管理となる予定です。

スポーツ課へご用のある方はご注意ください。

問合せ 教育委員会 スポーツ課



農業で働いてみたい方へ 市補助事業等のお知らせ

平川市農業人材マッチング事業（予定）をご活用ください！

この事業は、市内農家のもとではじめて働く方を対象に、就労時間に応じた交付金、被服などの購入費に対する補助金を交付するものです。農家の皆さまを応援していただける、多くの方からの申込みをお待ちしています（詳細は広報4月号に掲載します）。

**1日農業バイトアプリ「デイワーク」
をご活用ください！**

「デイワーク」とは、農業の仕事を1日単位で探すことができるアプリです。利用料は無料で、お持ちのスマートフォンから簡単に利用できます。津軽みらい農協、つがる弘前農協が運用しています。スキマ時間を有効活用できる、すぐに働けると好評で、多くの利用実績があります。

【参考】主な作業

りんご（5～11月頃） 摘花・摘果、着色管理、収穫、選果
ミニトマト（7～9月頃） 管理作業、収穫、選果など

問合せ 農林課 農政係
☎ 55-5898

人手不足に悩む農家の方へ ～農業無料職業紹介所のご案内～

市では、農業における補助労働力不足の解消を図るため、無料職業紹介所を設置し、市内の農業者と農業で働きたい人のマッチングを行っています。

春作業に向けて、補助労働力を必要とする農家の皆さまは、農林課（本庁舎3階18番窓口）まで求人票の提出をお願いします。

例年、多くの働き手の申込みがあり、農家の皆さまに対しあっせんしていません。

雇用の際には、労働契約を結ぶ、労災（傷害）保険に加入するなど適切な労務管理が求められます。今後、労務管理のポイントを学ぶセミナーを開催する予定ですので、ご参加ください（詳細は広報4月号に掲載します）。

問合せ 農林課 農政係
☎ 55-5898

犬や猫の飼い方マナーについて確認しましょう

犬や猫を飼う際は、周囲の人に迷惑をかけない心がけが大切です。次のことに注意し、飼い主としての責任を持ちましょう。

犬の飼い方マナー

散歩する際は、袋、紙、シャベル、水の入ったペットボトルなどを持ち歩き、ふんを放置せずに必ず後始末をしましょう。

他人の家の塀や門におしっこをさせないようにしましょう。おしっこをしてしまった場合は必ず洗い流しましょう。

散歩時は必ず引き綱（リード）につなぎ、通行人に迷惑がかからない長さで散歩しましょう。

市から交付される鑑札は首輪などに必ずつけましょう。（犬が迷子になった際、飼い主を探す手がかりになります）

猫の飼い方マナー

屋内で飼いましょう。（ケガや事故などから守るだけでなく、ふん尿やいたずらなどのご近所トラブルを未然に防ぐことができます）

繁殖を望まない場合は、必ず避妊・去勢手術をしましょう。

無責任な野良猫へのエサやりなど、ご近所に迷惑がかかる行為はやめましょう。

野良猫が敷地に住みつかないようにしましょう。

問合せ 市民課 生活環境係
☎ 55-5892

青森県議会議員一般選挙のお知らせ 投票日4月9日

私たちの声を県政に反映させるための大切な選挙です。投票日当日、投票所へ来ることができない場合は、期日前投票をしましょう。

選挙について、詳しくは広報ひらかわ3月号と同時に配布した「選挙特集号」をご覧ください。

期日前投票場所	期 間	投票時間
平川市役所1階 ひらかわぶれいす「アヴェッサ」※	4月1日(日)	8:30～20:00
尾上総合支所1階 会議室	～	8:30～18:00
碓ヶ関公民館1階 ロビー	4月8日(日)	10:00～19:00
イオンタウン平賀		10:00～19:00
葛川支所	4月4日(火)	9:00～16:00
温川地区多目的集会所 (温川地区、大木平地区の方のみ)	4月8日(日)	8:30～15:00

休日、夜間（17：00以降）の平川市役所本庁舎の入口は1階になります。2階正面入口からは入れません。

問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎ 55-5392



各種児童手当を受給される皆さんへ

○児童手当

支給時期 6月、10月、2月

それぞれ前月分までの手当を支給

中学校卒業まで（15歳に到達した日から最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給されます。支給額は児童の年齢や所得により決定されます。3歳になったときや、新年度となり中学生や高校生になったときなどに支給額が変更となりますので、あらかじめご了承ください。

児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則としてその施設の設置者が里親などに支給します。

児童が進学などにより他市区町村へ転出する場合は、別居監護の届出が必要となります。

公務員の方の手続きについて

公務員は児童手当が勤務先から支給されます。公務員になったとき、公務員でなくなったとき、または独立行政法人などに出向したときは、その翌日から15日以内に市と勤務先に届出・申請が必要です。市と勤務先から手当を二重に受給することがないようにご注意ください。

支給額（児童1人当たり月額）

年齢区分	所得制限未滿の方	所得制限以上の方	所得上限以上の方
3歳未滿	15,000円	5,000円	支給されません
3歳～小学生	第1・2子 10,000円		
	第3子以降 15,000円		
中学生	10,000円		

「第3子」とは、高校卒業まで（18歳に達した日から最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降のお子さんをいいます。

令和4年6月分から所得が所得上限以上となり支給されなかった方で、令和4年分所得が、所得上限未滿となった場合は、改めて児童手当認定請求書の提出が必要です。

○児童扶養手当

支給時期 「年6回・奇数月」に前月までの2か月分を支給

父母の離婚・父または母の死亡や障がいなどによって、父または母と生計を同じくしていない18歳以下（心身に障がいがある場合は20歳に達するまで）の児童を養育している方に、手当を支給する制度です。ただし、所得制限があります。また、児童が児童福祉施設などに入所している場合や児童福祉法に規定されている里親に委託されている場合は支給されません。

支給額が4月分から変更になります

対象児童	手当の全額を受給できる方	手当の一部を受給できる方
1人目	月額 44,140円	月額 44,130円～10,410円（所得に応じて）
2人目	上記金額に10,420円を加算	上記金額に10,410円～5,210円を加算（所得に応じて）
3人目以降 (1人につき)	上記金額に6,250円を加算	上記金額に6,240円～3,130円を加算（所得に応じて）

○特別児童扶養手当

支給時期…4月、8月、11月

それぞれ前月分までの手当を支給（11月は8月～11月分）

身体または精神に法令で定められた程度以上の障がいのある、または重い内科的疾患のある、20歳未滿の児童を養育している方に支給されます。

支給額が4月分から変更になります

障がいの程度が1級の場合	月額 53,700円
障がいの程度が2級の場合	月額 35,760円

問合せ 子育て健康課 子ども支援係 ☎ 55-5832



松くい虫被害・ナラ枯れ被害の予防に、ご協力をお願いします

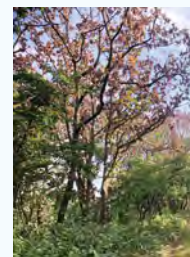
松くい虫被害とは？

マツノマダラカミキリという昆虫によって運ばれるマツノサイセンチュウという小さな線虫がマツの木に侵入することによってマツが枯れる伝染病で、県内では深浦町と南部町で被害が確認されています。



ナラ枯れ被害とは？

カシノナガキクイムシという昆虫が運ぶナラ菌によってミズナラやカシワなどのナラ類が枯れる伝染病で、県内では弘前市、西目屋村、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、中泊町の7市町村で被害が発生しています。



これらの被害が、県内各地で発生するようになると、農林水産業をはじめとする産業・経済のほか、本県が誇る自然景観などに大きな影響を与えます。

このため、以下の3点について大切な森林資源を次の世代へ引き継ぐため、市民の皆さまのご協力をお願いします。

①伐採に注意

マツノマダラカミキリとカシノナガキクイムシは、それぞれマツとナラ類を伐採した際に発生する臭いに集まる習性があるため、これらの昆虫の活動期（6～9月）には、マツとナラ類を伐採しないようにしましょう。

②未被害地の木の利用を

マツ丸太やマツ苗木、ナラ丸太を被害地から持ち込むと、松くい虫被害やナラ枯れ被害を呼び込む可能性があるため、県内の未被害地のものを利用しましょう。

③葉の変色・枯れ葉に注意

松くい虫被害やナラ枯れ被害を防ぐためには、葉が黄色に変色したり、枯れたマツやナラ類を早い段階で取り除くことが大切です。自宅の庭木や街路樹、山林など、身の回りで枯れている、または枯れかかっているマツやナラ類を見つけたら、下記のいずれかへお知らせください。

問合せ 中南地域県民局地域農林水産部 林業振興課 ☎ 33-3857、弘前地方森林組合 ☎ 28-3305
農林課 農地林務係 ☎ 55-5898

国民年金通信



◆令和5年度の国民年金保険料は、月額1万6,520円です

保険料は、毎年度改定されますが令和5年度は前年度より70円引き下げられ、月額1万6,520円となります。保険料は日本年金機構から4月上旬に送付される1年分の納付書により翌月の末日までに納めてください。

◆令和5年度は年金額が引き上げられます

令和5年度の年金額は、令和4年度から2.2%の引き上げとなります。

令和5年度の年金額による支払いは、4月分の年金額が支払われる6月からとなります。

令和5年度の新規裁定者（67歳以下の方）の年金額の例

	令和5年度（月額）
国民年金 （老齢基礎年金（満額）1人分）	66,250円 ※令和4年度は64,816円

問合せ 弘前年金事務所 ☎ 27-1339
市民課 年金係 ☎ 55-5309

◆国民年金保険料を前納すると割引があります

国民年金は、一定期間の保険料をまとめて納めることにより保険料が割引となる「前納割引制度」があります。

前納の種類	毎月納付する場合	現金納付で前納（割引額）
6か月前納 （令和5年4月～9月分）	99,120円	98,310円 （△810円）
1年前納 （令和5年4月～令和6年3月分）	198,240円	194,720円 （△3,520円）
2年前納 （令和5年4月～令和7年3月分） ※令和6年度保険料を月額16,980円で計算	402,000円	387,170円 （△14,830円）

現金納付による6か月・1年の前納用の納付書は4月上旬に送付されます。2年の前納用の納付書の発送はお申込みが必要です。また、現金納付による前納のほか、口座振替やクレジットカード払いによる前納割引制度もあります。